



## 鳥インフルエンザ情報

### 高病原性鳥インフルエンザ（県内2、3例目） 発生に係る移動制限区域が解除されました

本県で確認された2例目（八街市）及び3例目（匝瑳市）に係る移動制限区域については、清浄性確認検査で陰性が確認され、その後、区域内での異状が確認されなかったことから、防疫措置完了後21日間が経過した次の日をもって、**移動制限区域**（半径3km圏内）が解除されました。

- 県内2例目（八街市）**2月15日（火）午前0時** 解除
- 県内3例目（匝瑳市）**2月18日（金）午前0時** 解除

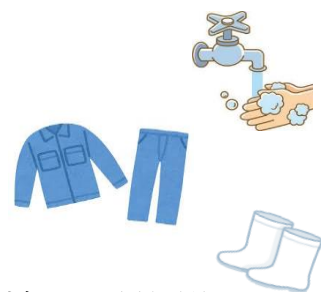
これにより、県内の発生に係る制限区域は  
すべて解除されました



- ◆ 発生に伴い設置されていた**消毒ポイント**は、  
2月18日（金）午前0時をもって**すべて終了**しました。

**まだまだHPAIのハイリスクシーズンが続きます！  
引き続き、飼養衛生管理の徹底をお願いします！**

- 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ねずみ及び害虫の駆除



自農場の家きんに異常が見られた場合は、速やかに家畜保健衛生所へ通報して下さい！  
千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。